

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1537号)

平成30年11月27日

横情審答申第1537号

平成30年11月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年5月25日西高第260号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「老人福祉法第32条の規定に基づく審判請求及び保全処分の申立について（平成28年度 西高第1026号）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「老人福祉法第32条の規定に基づく審判請求及び保全処分の申立について（平成28年度 西高第1026号）」を一部開示とした決定のうち、診断書附票の項目2及び3並びに保佐開始の審判の申立てに関する上申書の審判請求の類型に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「老人福祉法第32条の規定に基づく審判請求及び保全処分の申立について（平成28年度 西高第1026号）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年3月28日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第4号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件審査請求文書のうち、起案本文、施行文案及び添付書類に記載された個人の氏名、年齢、続柄、居住地、国籍、介護度、病名及び病状、心身状況及び程度、家庭状況、生活状況、財産に関する情報、経歴、社会的活動状況並びに特定の個人を推測できる状況については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

イ 本件審査請求文書のうち、起案本文、施行文案及び添付書類に記載された個人の生活歴及び生活歴が推測できる情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるか、又は特定の個人を識別することはできないとしても公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある

ものであることから本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、施行文案にある神奈川県弁護士会会長印の印影については、第三者に印鑑を偽造されるなどして、当該団体及び弁護士等の財産権を侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 本件審査請求文書にある担当職員の氏名及び電話番号については、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当すると考え、非開示とした。

イ しかし、本件審査請求にあたり、当該非開示部分について再度検討したところ、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、本号に該当せず開示すべき情報であったと判断した。よって横浜市情報公開・個人情報保護審査会からの答申を受けた後、本件審査請求文書にある担当職員の氏名及び電話番号については、開示する決定に変更する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 全部開示することを求める。

(2) 黒塗りの部分でも、既に裁判所の開示で明らかになっている部分もあり、非開示の合理的理由がない。

5 審査会の判断

(1) 審判請求及び保全処分に係る事務について

判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2では、市町村長は、後見、保佐又は補助開始の審判請求（以下「審判請求」という。）を行うことができる旨規定している。横浜市では、区長委任規則（平成6年7月横浜市規則第63号）第7項第9号から第11号までの規定により、その権限を区長に委任している。区長は、審判請求を行う際、これと併

せて、必要に応じて、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第106条に基づく財産の保全処分の申立て（以下「保全処分の申立て」という。）を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、審判請求及び保全処分の申立ての実施に伴い、成年後見制度における区長の審判請求事務取扱要領（平成12年福地第66号、衛精第409号）及び横浜市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領（平成14年福地第73号、衛精第157号）に基づく様式並びに家庭裁判所における所定の様式で作成し、家庭裁判所に審判請求等することを決定した決裁文書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の氏名、生年月日、年齢、続柄、居住地、国籍、介護度、病名及び病状、心身状況及び程度、家庭状況、生活状況、財産に関する情報、経歴、社会的活動状況並びに個人の生活歴及び生活歴が推測できる情報については条例第7条第2項第2号に、神奈川県弁護士会会長印の印影は同項第4号に、担当職員の氏名及び電話番号は同項第6号に該当するとして、非開示としている。

なお、一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要欄には「特定の個人を推測できる状況」との記載があるが、実施機関が非開示とした部分は全て上述の項目に含まれている。

また、実施機関は、弁明書において担当職員の氏名及び電話番号については非開示事由に該当しないため、開示する決定に変更するとしている。

そこで、当審査会としては、実施機関が担当職員の氏名及び電話番号以外でなお非開示としている部分（以下「本件非開示部分」という。）の非開示条項の該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 本件非開示部分のうち、個人の氏名、生年月日、年齢、続柄、居住地、国籍、介護度、病名及び病状、心身状況及び程度（ウに指摘する部分を除く。）、家庭

状況、生活状況、財産に関する情報、経歴並びに社会的活動状況については、個人に関する情報であって、当該情報それ自体又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

また、個人の生活歴及び生活歴が推測できる情報について具体的に記された部分は、通常他人に知られたくない機微にわたる情報であることが認められた。これらの情報を公にすると、一般人には特定の個人を識別することはできないが、当該個人を知る関係者等の一定範囲の者には当該特定の個人を識別することができるものであり、これらの者に当該特定の個人に関する通常他人に知られたくない機微にわたる情報が明らかになることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ しかしながら、実施機関が非開示とした部分のうち、診断書附票と題する書類の項目2及び3並びに保佐開始の審判の申立てに関する上申書（以下「上申書」という。）と題する書類の審判請求の種類の記載については、実施機関が非開示とした項目のいずれに含まれるか明らかではなかった。そこで、当審査会で平成30年8月28日に実施機関から事情聴取を行ったところ、診断書附票の項目2及び3並びに上申書の審判請求の類型は、非開示とした項目のうちの心身状況及び程度に含まれ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため非開示としたと説明があったので、以下検討する。

(7) 診断書附票は、横浜家庭裁判所所定の様式であって、診断書を作成した病院が回答した内容が記載されている。実施機関は、診断書附票は診断書と対をなすものであるため非開示としたと主張する。実施機関に確認したところ、診断書附票の項目2及び3は、診断対象者の診断内容に関わらず全て病院が回答することとされており、その回答内容は項目1の回答内容のいかんによらず定型とのことであった。したがって、当該項目を開示することにより特定の個人を識別することができるとはいえず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない。よって、本号には該当しない。

(4) 上申書の審判請求の類型については、上申書の表題等に記載され、既に本件処分において開示している情報である。

(ウ) 以上のことから、診断書附票の項目2及び3並びに上申書の審判請求の類型

は、本号に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 神奈川県弁護士会会長印の印影は、公にすると第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(5) 裁判と情報公開の関係について

審査請求人は、「黒塗りの部分でも既に裁判所の開示で明らかになっている部分もあり、非開示の合理的理由がない」と主張する。しかし、仮に裁判で公にされているとしても、裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであって、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであり、裁判で公にされている情報が、情報公開の手続において、直ちに一般に公にされるべきものとは認められない（当審査会の先例答申第958号参照）。

(6) 付言

実施機関は、本件処分において、担当職員の氏名及び電話番号を条例第7条第2項第6号に該当するとして非開示としたが、審査請求を受けて開示することと判断を変更している。しかし、横浜市では従前から、市民情報センターで一般の閲覧に供されている横浜市職員録に氏名が掲載されている職員の氏名及び電話番号については、慣行として公にされている情報であるとして、原則として開示することとしている。市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる特段の事情のある場合には、条例第7条第2項第6号を理由に、担当職員の氏名及び電話番号を非開示とすることがありうるとしても、本件においてそのような事情は確認できない。

今後、情報公開請求に対する開示の決定等にあたっては、適正に対応されることを望むものである。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして一部開示とした決定のうち、診断書附票の項目2及び3並びに上申書の審判請求の類型を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、そ

の余の部分为非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年5月25日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年6月15日 (第215回第三部会) 平成29年6月23日 (第317回第二部会) 平成29年6月30日 (第304回第一部会)	・諮問の報告
平成30年6月26日 (第316回第一部会)	・審議
平成30年7月24日 (第317回第一部会)	・審議
平成30年8月28日 (第318回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成30年9月25日 (第319回第一部会)	・審議
平成30年10月23日 (第320回第一部会)	・審議